



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市消防吏員服制規則の一部を改正する規則	消防局総務部職員課	1
規則	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則を廃止する規則	福祉局介護保険課	3
規則	神戸市建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則	建築住宅局建築指導部 建築調整課	4
告示	土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	6
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	7
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	9
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	12
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道中央幹線、他1路線)	建設局道路管理課	14
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道御影塚町4号線)	建設局道路管理課	15
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道東垂水30号線)	建設局道路管理課	16
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の休止	福祉局くらし支援課	17
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	18
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	19
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	20
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	21
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	22
告示	都市計画法による都市計画の変更(神戸国際港都建設計画道路ほか)	都市局都市計画課	23
公告	都市計画法による都市計画の変更に伴う図書の縦覧(神戸国際港都建設計画道路ほか)	都市局都市計画課	24
公告	土地区画整理法による事業の終了の認可(神戸市山の街駅東土地区画整理事業)	都市局地域整備推進課	25
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ステップガーデン藤原台)	経済観光局経済政策課	26
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ホームセンターコーナン神戸新在家店)	経済観光局経済政策課	29
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(RICセントラルタワー)	経済観光局経済政策課	30
水道局	神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程	水道局営業課	31
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局配水課	34
農業委員会	農業委員会会長及び会長職務代理者の互選	農業委員会事務局	35
その他	六甲有料道路・六甲北有料道路・六甲北有料道路2期改築工事並びに料金徴収期間の変更	神戸市道路公社経営企画課	36
その他	西神戸有料道路改築工事並びに料金徴収期間の変更	神戸市道路公社経営企画課	38

令和6年9月24日 神戸市公報第3878号

種類	件名	所管部署	ページ
その他	神戸市道路公社業務方法書の変更	神戸市道路公社経営企画課	40

神戸市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月24日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第8号

神戸市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

神戸市消防吏員服制規則（平成18年3月規則第98号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（制服等及び被服等）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 消防活動その他勤務の性質により必要とする制服等以外の着衣及びこれらの附属品（以下「被服等」という。）は、次に掲げるものとし、その色及び製式その他の被服等に関する事項は、消防長が定める。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 特殊被服等（<u>救急服</u>、救急靴、救急用バンド、救助服、救助用バンド、航空帽、航空服、航空救助服、航空靴、整備服及び保安帽を</p>	<p style="text-align: center;">（制服等及び被服等）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 消防活動その他勤務の性質により必要とする制服等以外の着衣及びこれらの附属品（以下「被服等」という。）は、次に掲げるものとし、その色及び製式その他の被服等に関する事項は、消防長が定める。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 特殊被服等（<u>冬救急服</u>、<u>夏救急服</u>、救急靴、救急用バンド、救助服、救助用バンド、航空帽、航空服、航空救助服、航空靴、整備服</p>

いう。) (4) [略]	及び保安帽をいう。) (4) [略]
-----------------	-----------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に貸与されている被服等については、当分の間、これを着用することができる。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年9月24日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第9号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則を廃止する規則

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則（令和2年6月規則第17号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月24日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第10号

神戸市建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則

神戸市建築計画概要書等閲覧規則（昭和46年2月規則第118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<u>第11条の3第3項</u>の規定に基づき、同条第1項に規定する書類（以下単に「書類」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（閲覧所の設置）</p> <p>第2条 <u>書類の閲覧の場所</u>（以下「<u>閲覧所</u>」という。）は、建築住宅局建築指導部内に置く。</p>	<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<u>第11条の4第3項</u>の規定に基づき、同条第1項に規定する書類（以下単に「書類」という。）の<u>閲覧の場所</u>（以下「<u>閲覧所</u>」という。）及び閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（閲覧所の設置）</p> <p>第2条 <u>閲覧所</u>は、建築住宅局建築指導部内に置く。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市告示第310号

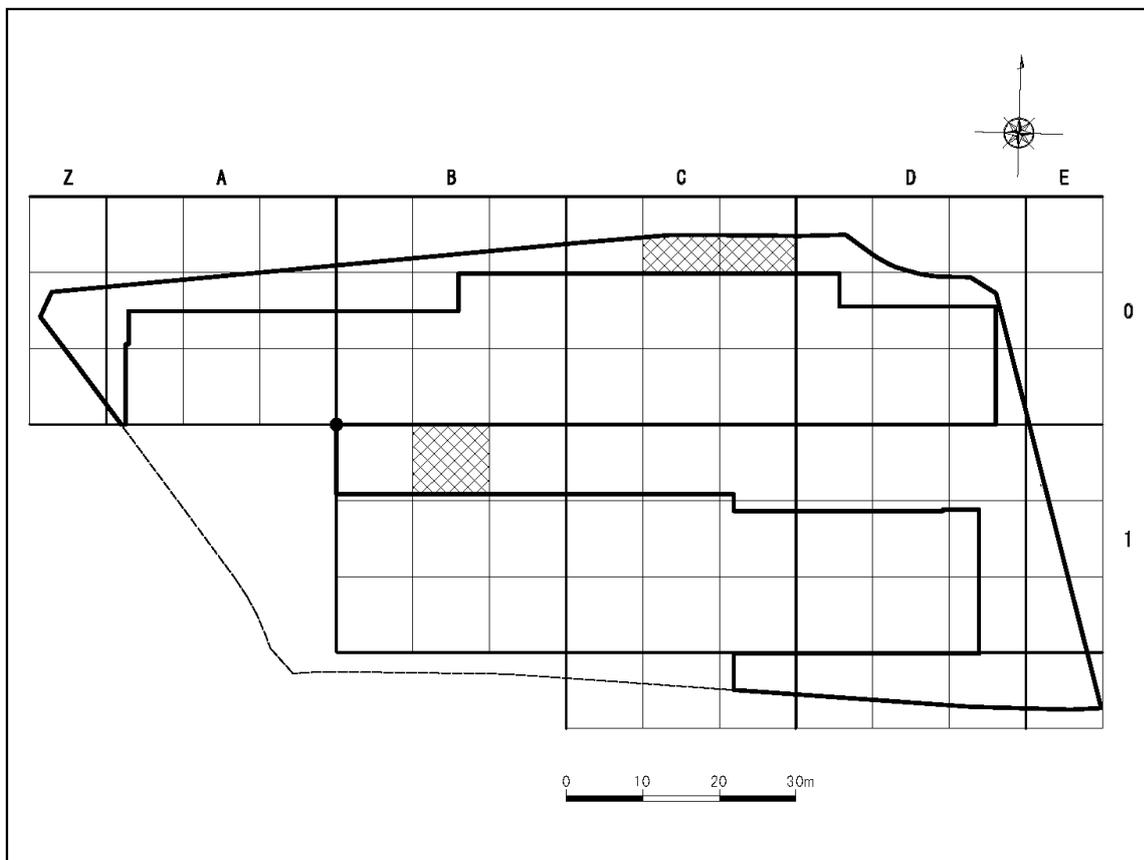
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和6年9月17日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定する区域
東灘区西岡本6丁目71番の一部
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物

別図



<凡例>

- 事業所敷地
- 形質変更範囲
- 起点
- 形質変更時要届出区域

<起点>

起点は神戸市東灘区西岡本6丁目71番の最北端より南に26.85m、西に65.73m移動した位置とする。

<格子の回転角度>

88° 23' 33"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

神戸市告示第315号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月24日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和6年8月5日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 24台 原動機付自転車 0台	令和6年8月6日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 11台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 29台 原動機付自転車 0台	令和6年8月7日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 31台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 0台	令和6年8月8日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	令和6年8月13日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和6年8月14日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和6年8月20日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
須磨区須磨浦通2丁目2番須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和6年8月21日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和6年8月22日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 12台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和6年8月26日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 30台 原動機付自転車 0台	令和6年8月27日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 20台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和6年8月28日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和6年8月29日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 1台		

神戸市告示第316号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月24日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和6年9月24日 神戸市公報第3878号

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 31台 原動機付自転車 0台	令和6年8月2日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和6年8月3日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和6年8月5日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 33台 原動機付自転車 0台	令和6年8月7日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和6年8月8日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和6年8月9日	
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 16台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 25台 原動機付自転車 0台	令和6年8月16日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和6年8月17日	
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 31台 原動機付自転車 0台	令和6年8月20日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 26台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和6年8月21日	
	中央区長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和6年8月24日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 30台 原動機付自転車 0台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和6年8月27日	
駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台			
中央区長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台			
			令和6年8月29日	

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和6年8月1日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和6年8月3日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 21台 原動機付自転車 0台	令和6年8月6日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 10台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和6年8月8日
	兵庫区長期放置	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和6年8月13日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和6年8月19日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 14台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 24台 原動機付自転車 0台	令和6年8月22日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和6年8月23日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	令和6年8月26日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車 0台	令和6年8月28日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台		
駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
兵庫区長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
兵庫区長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和6年8月29日	

神戸市告示第317号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月24日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和6年8月1日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和6年8月8日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和6年8月13日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 1台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和6年8月19日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和6年8月23日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和6年8月28日	
	垂水区管内長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年9月25日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年10月8日まで一般の縦覧に供する。

令和6年9月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	中央幹線	神戸市長田区大道通2丁目1番2地先から	新	35.00	最大 7.50 最小 7.40
		神戸市長田区大道通2丁目11番1地先まで	旧	35.00	最大 7.50 最小 7.40
市道	川西4号線	神戸市長田区川西通2丁目20番1地先から	新	64.00	最大 5.40 最小 5.30
		神戸市長田区大道通2丁目1番2地先まで	旧	64.00	最大 4.80 最小 4.70

神戸市告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年9月25日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年10月8日まで一般の縦覧に供する。

令和6年9月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	御影塚町4号線	神戸市東灘区御影塚町1丁目14番6地先から 神戸市東灘区御影塚町1丁目14番6地先まで	新	3.90	最大 8.00 最小 6.00
			旧	3.90	最大 8.00 最小 6.00

神戸市告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年9月25日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年10月8日まで一般の縦覧に供する。

令和6年9月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	東垂水30号線	神戸市垂水区東垂水3丁目 886番1地先から	新	46.00	最大 9.40 最小 6.60
		神戸市垂水区東垂水3丁目 883番4地先まで	旧	46.00	最大 11.80 最小 3.50

神戸市告示第321号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定医療機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和6年9月24日

神戸市長 久元喜造

1 病院，診療所又は薬局

名 称	所 在 地	休止年月日
都診療所	神戸市灘区深田町2丁目26番3号	令和6年7月11日

令和6年9月24日 神戸市公報第3878号

神戸市告示第322号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年9月24日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
きょうこ皮膚科クリニック	神戸市東灘区住吉東町4丁目7番27号	令和6年9月1日
訪問看護ステーション 紫苑	神戸市中央区熊内町4丁目5番13号	令和6年8月1日
訪問看護ステーション もえぎ	神戸市垂水区宮本町1番28号	令和6年9月1日

令和6年9月24日 神戸市公報第3878号

神戸市告示第323号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年9月24日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
桑原外科	神戸市中央区下山手通8丁目10番18号	令和元年5月23日
医療法人社団小林内科	神戸市灘区倉石通2丁目2番27号	令和5年12月15日
吉田小児科医院	神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目28番33号	令和6年7月18日
藤田医院	神戸市東灘区北青木3丁目4番20号	令和6年7月31日
木下内科クリニック	神戸市西区伊川谷町有瀬字一の谷308の1	令和6年7月31日
末吉歯科医院	神戸市北区有野町唐櫃3270の1	令和6年7月11日
名良だるま堂薬局	神戸市灘区水道筋5丁目3番5号	令和5年12月26日
フラワー薬局三宮店	神戸市中央区雲井通8丁目	令和6年7月20日
ウエルシア薬局 神戸枝吉店	神戸市西区枝吉4丁目34番1号	令和6年9月30日

令和6年9月24日 神戸市公報第3878号

神戸市告示第324号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年9月24日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	変更年月日
(新)神戸元町呼吸器内科アレルギークリニック (旧)バイタリティッククリニック 神戸三宮	神戸市中央区北長狭通4丁目1番2号	令和6年8月1日
(新)岩岡の郷在宅支援診療所 (旧)岩岡の郷診療所	神戸市西区岩岡町岩岡字坂ノ下656番地の2	令和6年6月1日
(新)けいこ歯科医院 (旧)ふじ歯科医院	神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目25番35号	令和6年7月29日
(新)ユニスマイル薬局 長田店 (旧)アイリス薬局 長田店	神戸市長田区长田町2丁目3番19号	令和6年9月1日
(新)ユニスマイル薬局 京町店 (旧)エムハート薬局 京町店	神戸市中央区京町70	令和6年9月1日

神戸市告示第325号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 6 年 9 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
真田 力（まごころマッサージ院）	真田 力	神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和 6 年 9 月 1 日

令和6年9月24日 神戸市公報第3878号

神戸市告示第326号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年9月24日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
訪問介護ひいらぎ	(新)神戸市西区 大津和2丁目7番10号 (旧)神戸市西区 井吹台西町2丁目1番4号	合資会社 ひいらぎ	神戸市西区大津和2丁目7番10号	令和6年 8月23日	訪問介護 訪問型サービス（独自）

神戸市告示第327号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和6年9月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 都市計画の種類及び名称

種類	名称
神戸国際港都建設計画 道路	9.7.1号新交通専用道1号線
神戸国際港都建設計画 都市高速鉄道	都市高速鉄道6号線新交通ポートアイランド線

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する総括図、計画図及び計画書を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和6年9月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1 都市計画の種類及び名称

種類	名称
神戸国際港都建設計画 道路	9.7.1号新交通専用道1号線
神戸国際港都建設計画 都市高速鉄道	都市高速鉄道6号線新交通ポートアイランド線

神戸市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、神戸市山の街駅東土地区画整理事業の終了の認可をいたしましたので、同条第4項の準用する同法第9条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年9月24日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 施行者の名称
株式会社日本ライフクリエイター
代表取締役 山田 信恵
- 2 事業施行期間
平成27年5月25日から令和6年9月30日まで
- 3 施行地区
神戸市北区山田町下谷上字今草辻、字門口、字福田谷の各一部
神戸市北区緑町一丁目、緑町三丁目の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称
神戸市山の街駅東土地区画整理事業
- 5 施行認可の年月日
平成27年5月25日
- 6 終了認可の年月日
令和6年9月12日

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年9月24日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年9月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ステップガーデン藤原台

神戸市北区藤原台中町1丁目4番

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
大和ハウスリアルティ マネジメント株式会社	東京都千代田区飯田橋2丁目18番 2号	代表取締役 伊藤 光博

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
大和ハウスリアルティ マネジメント株式会社	東京都千代田区神田三崎町3丁目3 番21号	代表取締役 伊藤 光博

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名または名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西1丁目6番5 号	代表取締役 金谷 隆平
株式会社ティーツー	岡山市北区今村650番111	代表取締役 藤原 克治
株式会社犬の家	愛知県春日井市大泉寺町292-342	代表取締役 福手 由美

やまや関西株式会社	仙台市宮城野区榴岡3丁目4番1号	代表取締役 山内 英靖
有限会社パール	神戸市北区藤原台南町4丁目21番3号	取締役 尾山 亮
株式会社イトウゴフク	岡山市南区千鳥町5番1号	代表取締役 伊藤 龍夫
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原4丁目5番36号	代表取締役 寺西 豊彦
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	大阪府枚方市岡東町12番2号	代表取締役 増田 宗昭
株式会社アルペン	名古屋市中区丸の内2丁目9番40号	代表取締役 水野 敦之
有限会社緑のマーケット	兵庫県川西市鼓が滝1丁目3番8号	代表取締役 片井 勝

(変更後)

氏名または名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西1丁目6番5号	代表取締役 金谷 隆平
株式会社犬の家	愛知県春日井市瑞穂通3丁目90番地	代表取締役 福手 由美
やまや関西株式会社	仙台市宮城野区榴岡3丁目4番1号	代表取締役 山内 英靖
有限会社パール	神戸市北区藤原台南町4丁目21番3号	取締役 尾山 亮
株式会社イトウゴフク	岡山市南区千鳥町5番1号	代表取締役 伊藤 龍夫
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原4丁目5番36号	代表取締役 寺西 豊彦
株式会社サンエース	神戸市東灘区御影中町2丁目1番4号	代表取締役 中山 勇人
その他未定3区画		

- 3 変更の年月日
2 (1)については、令和6年3月13日
2 (1)については、令和6年1月31日
- 4 変更した理由
2 (1)については、設置者の住所変更のため。
2 (1)については、退店等。
- 5 届出年月日
令和6年4月18日
- 6 縦覧期間
令和6年9月24日から令和7年1月24日まで
- 7 縦覧場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号
三宮ビル東館4階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年9月24日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べるすることができます。

令和6年9月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターコーナン神戸新在家店
神戸市灘区新在家南町3丁目135番地1

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
三菱HCキャピタルエステート プラス株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番5号	代表取締役 西喜多 浩

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
三菱HCキャピタルエステート プラス株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番5号	代表取締役 野々口 剛

3 変更の年月日及び変更する理由

令和6年4月1日 設置者の代表者に変更が生じたため。

4 届出年月日

令和6年5月10日

5 縦覧期間

令和6年9月24日から令和7年1月24日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号
三宮ビル東館4階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年9月24日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年9月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

R I Cセントラルタワー

神戸市東灘区向洋町中5丁目15番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	代表取締役 梅田 圭

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	代表取締役 笹田 賢一

3 変更の年月日及び変更する理由

令和6年4月1日 代表者交代のため。

4 届出年月日

令和6年6月4日

5 縦覧期間

令和6年9月24日から令和7年1月24日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年9月24日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

神戸市水道管理規程第9号

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程

神戸市水道条例施行規程（昭和39年4月1日水道管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（遅延損害金の徴収）</u></p>	<p><u>（遅収料金の適用時期）</u></p>
<p>第6条の2 使用者が条例第12条により算定された料金をその督促状の指定する納期限内に納入しないときは、当該料金の額につき法定利率で当初の納期限（ただし、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする）の翌日から起算してその全額を納入した日までの日数によって計算した額に相当する遅延損害金を納入しなければならない。</p>	<p>第6条の2 条例第12条の2に規定する管理者の指定する期日は、条例第12条により算定された料金の督促納期の翌日から起算して15日（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる日（以下「本市の休日」という。）を除く。）とする。</p>
<p>2 前項に規定する年当たりの割合</p>	

は、閏年の日を含む期間についても、
365日当たりの割合とする。

3 第1項の場合において、料金の一
部につき納入があったときは、その
納入の日以降の期間に係る遅延損害
金の額の計算の基礎となる料金の額
は、その納入のあった料金の額を控
除した額とする。

4 遅延損害金の計算において、条例
第12条により算定された料金に1,00
0円未満の端数があるとき、又はその
全額が2,000円未満であるときは、そ
の端数金額又はその全額を切り捨て
る。

5 前各項の規定により計算した遅延
損害金の額に100円未満の端数があ
るとき、又はその全額が1,000円未満
であるときは、その端数金額又はそ
の全額を切り捨てる。

6 管理者は、公益上その他特別の事
由があると認めるときは、別に定め
るところにより、遅延損害金を減額
又は免除することができる。

第36条 削除

(減免)

第36条 管理者は、次の各号のいづれ
かに該当する場合は、条例第35条の
規定により減免する。

(1) 1戸又は1箇所当たり1月の使

用水量が20立方メートル以下のものは、条例第12条の2の遅収料金の適用による加算分を減額する。
(2) その他管理者が必要と認めるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 神戸市水道条例の一部を改正する条例（令和6年3月条例第53号）による改正前の神戸市水道条例第12条の2に規定する遅収料金が適用となる料金に関しては、この管理規程による改正後の第6条の2の規定は、適用しない。

神戸市水道告示第21号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年9月24日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
35239	有限会社 三優貴設備	神戸市兵庫区夢野町 2丁目130番地	泉 征	令和6年8月31日

神戸市農業委員会告示第8号

神戸市農業委員会の会長及び会長職務代理者を令和6年9月10日、次のとおり互選したので、神戸市農業委員会運営規程（平成18年9月農委規程第1号）第15条第1号の規定により告示する。

令和6年9月24日

神戸市農業委員会

役職名	氏名	住所
会長	前中 悠一	神戸市北区大沢町上大沢 1332 番地
会長職務代理者 (第1順位)	松下 勇人	神戸市西区押部谷町高和 1121 番地 1
会長職務代理者 (第2順位)	西浦 秀男	神戸市北区八多町附物 1021 番地

六甲有料道路・六甲北有料道路・六甲北有料道路2期改築工事並びに料金徴収期間の変更

神戸市道路公社

神戸市道路公社公告第121号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第4項の規定に基づく改築工事並びに同法第11条第5項に基づく料金徴収期間の変更を行うので、同法第22条第1項並びに第25条第1項の規定に基づき公告します。

令和6年9月24日

神戸市道路公社 理事長 三島 功 裕

1 路線名

(1) 六甲有料道路

- ① 路線名 県道灘三田線 市道有野六甲線
- ② 工事の区間 神戸市灘区高羽から神戸市北区有野町唐櫃まで

(2) 六甲北有料道路

- ① 路線名 県道灘三田線
- ② 工事の区間 神戸市北区有野町唐櫃から神戸市北区八多町吉尾まで

(3) 六甲北有料道路2期

- ① 路線名 県道灘三田線
- ② 工事の区間 神戸市北区八多町吉尾から神戸市北区長尾町上津まで

2 工事の種類

改築工事

3 工事開始の日

令和6年6月4日

4 料金の額

神戸市道路公社一般向けマイレージ割引（以下「マイレージ割引」という。）については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

E T C車のうち、神戸市道路公社との契約に基づきE T Cカードを発行する者から貸与を受けたE T Cカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が定めるE T Cマイレージサービス利用規約（以下「マイレージ規約」という。）に基づき、E T Cマイレージサービスの利用に関する登録がなされたE T Cカードに限る。以下において同じ。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

ロ 割引率

①ポイントの付与

1枚のE T CカードごとにE T Cシステムを利用して徴収する1通行ごとの料金の額及び料金の額の1箇月の合計額に応じて、50円につき下表のとおりポイントを付与する。なお、ポイントの付与は神戸市道路公社が別に定める日に終了するものとする。

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	ポイント付与 (50円につき)
1通行ごと 50円につき 3ポイント	1万円以下の部分	0ポイント
	1万円を超え3万5千円以下の部分	3ポイント
	3万5千円を超え7万円以下の部分	5ポイント
	7万円を超えた部分	10ポイント

②ポイントによる割引

マイレージ規約第2条に定めるマイレージ登録者は、1枚のE T Cカードごとに付与されたポイント200ポイントを100円分の通行料金に充当する還元額に交換できるものとする。

③弾力的なポイントの付与及び割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表又は②に定めるポイントによる割引を弾力的に変更する場合には、事前に近畿地方整備局長に届け出るものとする。

5 一の道路として料金を徴収する期間

「平成14年6月1日から令和20年7月2日まで」を「平成14年6月1日から令和25年7月2日まで」に変更

西神戸有料道路改築工事並びに料金徴収期間の変更

神戸市道路公社

神戸市道路公社公告第122号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第4項の規定に基づく改築工事並びに料金徴収期間の変更を行うので、同法第22条第1項並びに第25条第1項の規定に基づき公告します。

令和6年9月24日

神戸市道路公社 理事長 三島 功 裕

1 路線名

市道生田川鶴線（西神戸有料道路）

2 工事の区間

東行き：神戸市中央区生田町1丁目から神戸市北区山田町下谷上字中一里山まで

西行き：神戸市中央区雲井通1丁目から神戸市北区山田町下谷上字中一里山まで

3 工事の種類

改築工事

4 工事開始の日

令和6年6月4日

5 料金の額

神戸市道路公社一般向けマイレージ割引（以下「マイレージ割引」という。）については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

E T C車のうち、神戸市道路公社との契約に基づきE T Cカードを発行する者から貸与を受けたE T Cカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が定めるE T Cマイレージサービス利用規約（以下「マイレージ規約」という。）に基づき、E T Cマイレージサービスの利用に関する登録がなされたE T Cカードに限る。以下において同じ。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

ロ 割引率

①ポイントの付与

1枚のE T CカードごとにE T Cシステムを利用して徴収する1通行ごとの料金の額及び料金の額の1箇月の合計額に応じて、50円につき下表のとおりポイントを付与する。なお、ポイントの付与は神戸市道路公社が別に定める日に終了するものとする。

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	ポイント付与 (50円につき)
1通行ごと 50円につき 3ポイント	1万円以下の部分	0ポイント
	1万円を超え3万5千円以下の部分	3ポイント
	3万5千円を超え7万円以下の部分	5ポイント
	7万円を超えた部分	10ポイント

②ポイントによる割引

マイレージ規約第2条に定めるマイレージ登録者は、1枚のE T Cカードごとに付与されたポイント200ポイントを100円分の通行料金に充当する還元額に交換できるものとする。

③弾力的なポイントの付与及び割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表又は②に定めるポイントによる割引を弾力的に変更する場合には、事前に近畿地方整備局長に届け出るものとする。

6 料金の徴収期間

「換算起算日（平成5年11月29日）から令和13年11月28日まで」を「換算起算日（平成7年9月12日）から令和22年11月28日まで」に変更とする。

神戸市道路公社業務方法書の変更

神戸市道路公社

神戸市道路公社公告第123号

地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第22条第2項の規定により、神戸市道路公社業務方法書の料金の額及び料金の徴収期間を令和6年8月21日から次のように変更しましたので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告します。

令和6年9月24日

神戸市道路公社 理事長 三島 功 裕

神戸市道路公社が道路整備特別措置法第10条第1項の規定によって徴収する料金の額は、通行又は利用の距離又は時間の短縮、路面の改良、屈曲又は勾配の減少等に伴い、車両の運転費、輸送費等について通常節約することができる額の範囲内で、採算性の維持に最も適切なものとする。

料金の徴収期間は、原則として60年以内で、当該道路の新設又は改築のための建設費等道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第7条第1項の規定による費用の合算額を料金の収入により償うことができる期間とする。

神戸市道路公社は、経済事情の変動その他の理由により料金の額が上記の料金の額の基準に適合しなくなると認められる場合には、遅滞なく当該料金の額の変更その他必要な措置をとるものとする。